ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(1)-7
日付	2026 年 5 月 28 日

プロジェクト項目	譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2026 年 2 月 27 日に、企業会計基準公開草案第 97 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）、移管指針公開草案第 20 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品会計基準案」と合わせて「金融商品会計基準案等」という。）及び企業会計基準公開草案第 98 号（企業会計基準第 22 号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「連結会計基準案」という。また、金融商品会計基準案等と合わせて「本公開草案」という。）を公表した。

2. 本公開草案に対するコメントは 2026 年 3 月 31 日に締め切られ、4 通のコメント・レター（団体等 1 通、個人 3 通）が寄せられた。

3. 当委員会では、本公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行っている。

4. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。なお、公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討については、第 576 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 14 日開催）から変更していない。

公開草案を再度公表することの必要性

5. 公益財団法人財務会計基準機構「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 20 条第 5 項では、以下のとおり記載されている（文中の「委員会」とは、「企業会計基準委員会」を指す。）。

   「企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。」

   そのため、本公開草案の公表以後に修正した項目について、公開草案を再度公表する必要性の有無を検討する必要がある。

6. 本公開草案の公表以後、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	本公開草案での提案	本公開草案からの変更	再公開草案の必要性
連結会計基準案において、特別目的会社に対する投資者と融資者を表す際に、金融商品会計基準案等と異なる表現を用いた理由の明確化	記載なし。	連結会計基準案において、金融商品会計基準案等と異なる表現を用いた理由を連結会計基準[1]の結論の背景に記載することとした。	寄せられたコメントを踏まえ、連結会計基準案において金融商品会計基準案等と異なる表現を用いた理由の説明を連結会計基準の結論の背景に追加したものであり、会計処理や表示方法を変更するものではないため、公開草案を再度公表する必要性はないものと考えられる。

ディスカッション・ポイント
上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以　上

[1] 本資料において、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」を「連結会計基準」という。